

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

福井国民年金 事案 299

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私は、高校卒業後、Aの大学に進学し、申立期間当時はAで居住していた。私が 20 歳になる頃、国民年金のお知らせと払い込み用紙がB市の実家に送付されてきたことを母親から聞き、自分の老後のため、国民年金への加入と保険料の納付をお願いした。申立期間の保険料については、母親が納付してくれたはずであり、国民年金の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月頃、その母親がB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成 3 年 5 月頃に払い出され、大学生が国民年金の強制加入被保険者となった同年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として、平成 3 年 4 月 1 日の日付が記載されており、このことは申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿（電算記録）及びオンライン記録の資格記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は、保険料を納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、B市役所から国民年金に関する通知と納付書が送付されたため、加入手続を行ったとしているところ、申立期間当時、大学生の国民年金加入は任意であったことから、申立期間の国民年金保険

料を納付するには、昭和 63 年 8 月中に国民年金の任意加入手続を行い、申立人に国民年金手帳記号番号が付番されていることが必要であり、当該手続前に納付書が送付されてくることは考え難い。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンラインシステムにより、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索するとともに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立期間当時に C 県内において払い出された同手帳記号番号を縦覧調査したが、申立人に該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までB職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっているので調査し、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が交付した在籍証明書には、申立人が昭和 54 年 3 月 31 日まで在籍していたことが記載されている。

しかしながら、当時の同僚に照会しても、申立人が昭和 54 年 3 月 31 日まで勤務していたとの供述を得ることはできない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同事業所で勤務した期間前後の 49 年 7 月から 55 年 7 月までにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得し、標準報酬月額が申立人と同額である 98 人の資格喪失日を見ると、63 人は申立人と同様に月末日に、35 人は月途中で資格喪失していることが確認でき、1 日付けで資格喪失している者はいない。

また、当該事業所の給与からの保険料控除は翌月控除方式であるところ、当該事業所の現在の人事課長は、「私が担当する以前から、社会保険料の納付前には、必ず社会保険事務所（当時）から送付される社会保険料納入告知書に記載された金額と給与から控除した保険料及び事業主負担分の合計額が一致するか確認しており、仮に、月末日に資格喪失した者から当該月に係る保険料を控除すれば、前月分と合わせて2か月分を控除することとなり、上記告知書の金額と合わなくなるが、そのような会計処理上の不整合が生じた記憶は無い。」旨を供述している。

さらに、申立人と資格喪失日が同じ月末日である 25 人の B 職に対し、文書照会したところ、15 人から回答が得られたが、いずれも申立期間当時の給与明細書を保持していない上、そのうち 10 人は、「退職日と被保険者資格の喪失日は一致している。」と回答し、うち一人については、「退職時の給与からは、1 か月分の厚生年金保険料のみ控除されていた。」と回答していることから、申立期間当時、当該事業所で月末日を資格喪失日とされている者について、退職月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立人、及びオンライン記録により申立人と同日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる B 職 6 人に係る雇用保険の加入記録をみると、いずれも昭和 54 年 3 月 30 日が離職日として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで

私は、A社において、B職として平成9年8月31日まで勤務した。しかし、私の厚生年金保険被保険者の資格は、同年8月30日に喪失しており、同年8月分の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務実態について、A社の事業主は、「通常、従業員が退職する際は、月末日が会社の休日であっても月末日を退職日とする取扱いであった。しかし、申立人の場合は、会社からの強い慰留を固辞して退職した経緯があったため、最終の勤務すべき日である平成9年8月29日を退職日とし、その翌日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け出た。厚生年金保険料の控除については、当時の資料が無く不明である。」旨を回答しており、当該資格喪失日は、申立人に係る雇用保険及び組合管掌健康保険の加入記録と符合している上、当時の同僚等から申立人が平成9年8月31日まで勤務していたことについて具体的な供述は得られない。

なお、申立人から提出された預金通帳により、平成9年8月25日に当該事業所から給与が振り込まれていることが確認でき、当該給与額は、周辺事情等から試算した税額及び社会保険料額等を申立人の同年7月の標準報酬月額から控除した金額とおおむね一致している状況がみられるものの、同預金通帳には、当該給与以外についての記録が無く、それ以前の給与額との比較ができないほか、申立人は申立期間に係る給与明細書を所持して

おらず、事業主及び当時の同僚に照会しても、申立期間当時、事業主が給与から控除していた項目を確認することができないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 562 (事案 525 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 57 年 3 月 1 日から、A 社 B 営業所で C 職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日となっている。

私の当該事業所における採用年月は、私が所持する同社の辞令のとおり昭和 57 年 3 月であるのに、同社では同年 4 月とされていた。この採用年月の間違ひは、同社の大きなミスであり、厚生年金保険の記録が無いことに連動している。同社に、誤った経緯を詳しく説明してもらった上、全ては会社のミスであるので、私の年金記録を正しいものにしてもらいたい。

また、何回も入社を拒否したにもかかわらず、知人のために引き受け努力したこと、B 営業所開設時代の大変な苦労や功績を認め、退社時の処置等を考慮してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された A 社に係る昭和 57 年 3 月 1 日付けの辞令から、申立人が、申立期間当時、同事業所 B 営業所において C 職として勤務していたことは確認できるものの、同事業所提出の資料には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 6 月 1 日と記載されており、同事業所は、「当社の資料から判断すると、申立人の給与から申立期間における厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」旨を回答していること、ii) 申立期間当時、他の営業所で C 職として勤務していたと回答している元同僚については、オンライン記録において、当該同僚が記憶する入社月から 2 か月経過後に厚生年金保

険に加入していることが確認できることから、当時、当該事業所では、従業員について必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、iii) 申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間の勤務状況に係る新たな証言者として、当時、A社において申立人と同職種であった同僚等 3 人の氏名を挙げている。

しかしながら、前回の申立てにおいて既に供述を得ている一人を含む上記 3 人に照会したところ、回答があった二人は、申立期間当時、申立人が当該事業所で勤務していたと供述しているものの、当該事業所で勤務していたとする期間のうち厚生年金保険に加入していない期間の保険料については、「給与から控除されていないと思う。」又は「給与から控除されていたかは分からない。」旨を供述しており、申立人の給与から申立期間の保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、上記 3 人のほか、申立人と同様に D 等を退職後、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 38 人のうち連絡先が判明した 7 人及び複数の同僚の証言により当時の人事担当者であったとされる者に照会を行ったが、回答のあった 4 人から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除や、同社の社会保険の加入の取扱いについて具体的な回答を得られない。

さらに、今回、同僚の新たな供述において、申立期間当時、申立人とは別の営業所において C 職であったとされる同僚に入社の経緯及び時期を照会したところ、その家族が記憶する当該同僚の入社時期は、オンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期より約 1 年 7 か月前であることが確認できる。

加えて、申立人から申立期間に係る保険料控除を示す新たな関連資料の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、自身の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格記録が無いのは、当該事業所が採用年月の記録を誤ったからであり、会社に責任があり、勤務していた時の功績及び退職時に受けた処遇等を考慮し、年金記録を訂正してほしいと強く主張している。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険事案につい

ては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合」に記録訂正についてのあっせんを行うこととされており、これと離れて、事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではないほか、申立てに係る事業所が申立人に対して行った処遇等の是非について、審議、判断する機関ではない。